# 独立行政法人国立病院機構 第四期中期目標 新旧対照表

#### 第四期中期目標(案)

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。)第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立病院機構(以下「国立病院機構」という。)が達成すべき業務 運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のように定める。

平成31年2月●日

厚生労働大臣 根 本 匠

## 第1 政策体系における法人の位置付け及び役割

国立病院機構は、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的に、全国141の病院を1つの法人として運営している。

我が国では、急速に少子高齢化が進む中、2025年までにいわゆる「団塊の世代」が75歳以上となり、超高齢社会を迎える。こうした中で、高齢者が尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、国は医療、介護、予防等が切れ目なく提供できる地域での体制(地域包括ケアシステム)づくりを推進している。また、2025年に目指すべき医療提供体制の実現について、各都道府県で地域医療構想を策定し、その実現に向けた検討が進められている。さらに、疾病構造の変化や高齢化の進展、医療技術の進歩、QOL向上を重視した医療への期待の高まり等により、在宅医療のニーズが増加し多様化している。

こうした政策目的の実現のため、国立病院機構には、全国的な病院ネットワークを活用しながら、引き続き、他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのあるセーフティネット分野の医療や、災害等の国の危機管理に際して求められる医療などを着実に実施しつつ、今後は、地域包括ケアシステムの構築及び地域医療構想の実現に向け、地域における医療機能の分化及び連携をさらに進め、地域の医療需要の変化への自主的な対応や、拡大する介護・福祉ニーズに対応するための在宅医療との連携等により地域医療に一層貢献し、我が国の医療政策の実施や医療水準の向上に寄与するよう最大限の努力を期待する。

## 第三期中期目標

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立病院機構(以下「国立病院機構」という。)が達成すべき業務 運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のように定める。

平成26年3月14日

平成27年11月9日改定

厚生労働大臣 田村憲久

#### 前文

国立病院機構は、平成16年度の設立以来、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策のうち国立病院機構が担うべき医療について、全国的な病院ネットワークを活用し、診療・臨床研究・教育研修を一体的に提供するとともに、業務運営の効率化に取り組んできた。

他方、近年の急速な高齢化による疾病構造の変化を踏まえ、「病院完結型」の 医療から、地域全体で治し、支える「地域完結型」の医療への転換が必要とされる 中、地域において医療の提供に課題のある分野への一層の貢献が求められてい る。

このため、本部が各病院に対して適切なマネジメントを行い、経営改善を継続するとともに、引き続き、国の危機管理や積極的貢献が求められる医療、他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのあるセーフティネット分野の医療、地域のニーズを踏まえた5疾病・5事業の医療や在宅医療を推進するための地域連携を確実に実施しつつ、地域医療に一層貢献することにより、我が国の医療政策の実施や医療水準の向上に一層貢献するよう最大限の努力を期待する。

第四期中期目標(案)	第三期中期目標
(別添)政策体系図	
第 <u>2</u> 中期目標の期間 本中期目標の期間は、 <u>2019</u> 年4月から <u>2024</u> 年3月までの5年間とする。	第1 中期目標の期間 国立病院機構の本中期目標の期間は、平成26年4月から平成31年3月まで の5年間とする。
第3 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項	第2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項
1 診療事業 患者の目線に立っ <u>た</u> 安心・安全で質の高い医療を提供 <u>し、地域包括ケアシステムの構築及び地域医療構想の実現に積極的に取り組む</u> とともに、国の医療政策に貢献すること。	1 診療事業 患者の目線に立って、安心・安全で質の高い医療を提供するとともに、国の医 療政策や地域医療の向上に貢献すること。
(1)医療の提供 患者の目線に立った医療の提供を推進する観点から、引き続き、患者のニーズ を把握し、患者満足度の向上に努めること。	(1) 医療の提供 患者の目線に立った医療の提供や患者・家族が医療内容を適切に理解し治療 の選択に主体的に関わることができるように、引き続き患者ニーズの把握や相談 体制の充実に取り組むこと。
また、安心・安全な医療を提供するため、地域の医療機関との連携や国立病院機構のネットワークを活用し、医療安全対策をより一層充実させ医療事故の防止に努めるとともに、院内感染対策の標準化にも取り組み、これらの取組の成果について適切に情報発信すること。	安心・安全な医療を提供するため、医療安全対策の一層の充実や院内感染対策の標準化などに取り組むとともに、これらの取組の成果について情報発信に努めること。
さらに、質の高い医療の提供や医療の標準化のため、引き続き、チーム医療やクリティカルパス <sup>※1</sup> の活用を推進する <u>とともに、臨床評価指標の効果的な活用を推進すること。</u> ※1 クリティカルパス…疾患に対する患者の状態と診療行為の目標及び評価・記	また、患者に分かりやすく質の高い医療の提供や医療の標準化のため、チーム医療やクリティカルパスの活用を推進するとともに、 病院の医療の質や機能を更に向上させるため臨床評価指標等を活用し、その成果について情報発信に努めること。

第四期中期目標(案)	第三期中期目標
録を含む標準診療計画	
	さらに、患者の療養環境を改善し、サービスの向上を図るとともに、医療の高度
	化に対応するため、老朽化した建物の建替等を計画的に進めること。
<u>【指標】</u>	
① 特定行為を実施できる看護師の配置数を、毎年度、前年度より増加させるこ	
<u>と。</u>	
② 専門性の高い職種の配置数を、毎年度、前年度より増加させること。	
③ クリティカルパスの実施割合を、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準	
であった年度の実績以上にすること。	
(指標の設定及び水準の考え方)	
① 高度な判断能力と実践能力を持つ特定行為を実施できる看護師の配置は、ス	
キルミックスによるチーム医療の提供や、医師の業務に係るタスク・シフティング	
(業務の移管)、タスク・シェアリング(業務の共同化)にも資するため、医療の質の	
<u>向上の実績を測る指標として設定する。</u>	
指標の水準については、毎年度、前年度より増加するよう設定する。	
② 各専門領域における高度な専門的知識・技能を有する専門・認定看護師、専	
門・認定薬剤師等の配置は、 チーム医療の推進に資するため、医療の質の向上	
の実績を測る指標として設定する。	
指標の水準については、毎年度、前年度より増加するよう設定する。	
③ クリティカルパスの実施は、診療計画及び実施プロセスを標準化することによ	
り、チーム医療の実現や医療の質の向上に資するほか、インフォームドコンセント	
を着実に実施することで、患者満足度を向上させる効果が期待できるため、クリテ	
ィカルパスを実施している病院における新規入院患者数に占めるクリティカルパ	
スの実施割合を、質の高い医療の提供や患者の目線に立った医療の提供の実績	

## 第三期中期目標

を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった 年度の実績以上とするよう設定する。

# 【重要度:高】

標準化した診療計画及び実施プロセスに基づき着実なインフォームドコンセントを実施することや、地域の医療機関との医療安全相互チェック、臨床評価指標による計測等の取組を実施し、患者満足度や医療の質の向上に努めることは、政策目標である「安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりの推進」に寄与するものであり重要度が高い。

#### (2)地域医療への貢献

地域包括ケアシステムの構築や各都道府県の地域医療構想の実現に向けて、 国立病院機構が有する人的・物的資源と病院ネットワークを有効に活用しながら、 地域の医療需要の変化への対応に自主的に取り組み、個々の病院について、そ の機能、地域医療需要及び経営状況等を総合的に分析した上で、機能転換や再 編成等を検討し、地域で求められている医療提供体制の確保に貢献すること。

また、地域の医療機関との連携をさらに進めるとともに、介護施設や福祉施設 も含めた入退院時における連携及び退院後の在宅支援を含めた支援の強化を図 ること。

# <u>【指標】</u>

- ① 紹介率を、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上にすること。
- ② 逆紹介率を、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上にすること。

# (3)地域医療への一層の貢献

国立病院機構は、従来から地域医療に貢献してきたところであるが、今後は地域医療における課題のある分野への貢献を一層進めることが求められる。このため、都道府県が地域の実情に応じて定める医療計画を踏まえ、各病院が持つ医療資源を活用することにより当該計画で求められる役割を積極的に果たし、地域における課題の解決に貢献するとともに、各病院の貢献度について業務実績報告書において明らかにすること。

特に、各病院の診療機能や地域のニーズに応じて、セーフティネット医療分野 をはじめとした在宅療養患者やその家族を支援する取組を進め、地域における在 宅医療提供体制の充実に貢献すること。

- ③ 地域の在宅医療を支援する観点から、国立病院機構の病院が運営する訪問 看護ステーションをはじめとする訪問看護の延べ利用者数を、毎年度、前年度より増加させること。
- ④ 退院困難な入院患者の入退院支援実施件数を、毎年度、前年度より増加させること。
- ⑤ セーフティネット分野の医療を提供する病院における短期入所(短期入院を含む)、通所事業の延べ利用者数を、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上にすること。

# (指標の設定及び水準の考え方)

① 国立病院機構の各病院を受診した患者のうち、他の医療機関から紹介されて 来院した患者の割合である紹介率を、地域の医療機関との連携の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった 年度の実績以上とするよう設定する。

② 国立病院機構の各病院を受診した患者のうち、他の医療機関へ紹介した患者の割合である逆紹介率を、地域の医療機関との連携の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった 年度の実績以上とするよう設定する。

③ 地域の医療事情に応じながら在宅医療支援の充実を図るため、国立病院機構の病院が運営する訪問看護ステーションをはじめとする訪問看護の利用者数を、在宅医療支援の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前年度より増加するよう設定する。

④ 地域包括ケアシステムの構築においては、介護・福祉施設を含めた入退院時における連携及び在宅復帰支援が重要であり、退院困難な入院患者の入退院支援実施件数を、医療機関や介護・福祉施設との連携及び在宅復帰支援の実績を

#### 第三期中期目標

第三期中期目標

## 測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前年度より増加するよう設定する。

⑤ セーフティネット分野の医療を提供する病院における短期入所(短期入院を含む)及び通所事業の延べ利用者数を、重症心身障害児(者)、筋ジストロフィー、神経難病等の在宅療養患者支援の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった 年度の実績以上とするよう設定する。

## 【重要度:高】

今後、超高齢社会を迎えるにあたり、国として、地域包括ケアシステムの構築 や地域医療構想の実現を推進しており、国立病院機構の個々の病院が、それぞ れの地域で求められる医療需要の変化に対応することや在宅医療支援を含め他 の医療機関等と連携を進めることは重要度が高い。

# 【難易度:高】

国立病院機構の各病院が、地域医療により一層貢献するためには、地域の実情(人口や高齢化の推移、医療圏における医療機関ごとの機能分担、医師の偏在、患者のニーズ等)に応じて、それぞれの地域で異なった連携デザインを構築していく必要があり、その上で、地域における将来の医療提供体制を検討しながら医療を提供していくこと、また、特に、紹介率・逆紹介率といった指標は既に高い水準にある中で、これを維持・向上させていくことは難易度が高い。

### (3)国の医療政策への貢献

災害や新型インフルエンザ発生時など国の危機管理に際して求められる医療について、国立病院機構の人的・物的資源や病院ネットワークの最大限の活用と国 や地域との連携の強化により、災害対応時の役割の明確化や災害医療現場等で 貢献できる人材の育成、厚生労働省のDMAT事務局の体制強化など国の災害医

# (2)国の医療政策への貢献

災害や新型インフルエンザ発生時など国の危機管理に際して求められる医療 について、国立病院機構の人的・物的資源や病院ネットワークを最大限活用し、人 材育成を含め中核的な機関としての機能を充実・強化するとともに必要な医療を 確実に提供すること。

療体制の維持・発展への貢献を含め、中核的な役割を果たす機関としての機能を 充実・強化すること。また、発災時に必要な医療を確実に提供すること。

重症心身障害、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患、結核、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」(平成 15年法律第 110 号)に基づく精神科医療など他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのあるセーフティネット分野の医療について、引き続き、我が国における中心的な役割を果たすこと。また、利用者の権利を守り、在宅支援を含めた医療・福祉サービスの充実を図ること。

エイズへの取組について、ブロック拠点病院においてHIV裁判の和解に基づき 国の責務となった被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施<u>するととも</u> に、エイズ患者及びHIV感染者を<u>含め、高齢化等個々の状態に応じて</u>適切に対応 できるよう、必要な人的・物的体制整備の下、引き続き取組を進めること。

このほか、国立病院機構の人的、物的資源や病院ネットワークを最大限活用 し、国の医療分野における重要政策のモデル的な取組を積極的に実施するなど 国の医療政策に貢献すること。

# 【指標】

- ① 事業継続計画(BCP)整備済病院数(災害拠点病院を除く)を、毎年度、前年度 より増加させ、速やかに全病院で整備すること。
- ② 後発医薬品の使用割合を、毎年度、政府目標の水準を維持しつつ、2023年度に数量ベースで85%とすること。
- ③ 地域の在宅医療を支援する観点から、国立病院機構の病院が運営する訪問 看護ステーションをはじめとする訪問看護の延べ利用者数を、毎年度、前年度よ

#### 第三期中期目標

あわせて、重症心身障害、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患、結核、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」(平成15年法律第110号)に基づく精神科医療など他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのある医療について、我が国における中心的な役割を果たすこと。

また、エイズへの取組については、ブロック拠点病院においてHIV裁判の和解に基づき国の責務となった被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施し、エイズ患者及びHIV感染者の増加に適切に対応できるよう、必要な人的・物的体制整備の下、引き続き取組を進めること。

さらに、国の医療分野における重点施策については、その受け皿となるモデル 事業等を積極的に実施すること。

第三期中期目標

り増加させること(再掲)。

## (指標の設定及び水準の考え方)

① 発災時に必要な医療を提供する体制を維持するためには、各病院の業務を 滞りなく継続できる体制構築が重要であり、BCP整備済病院数を、国の危機管理 体制への貢献の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前年度より増加させ、速やかに全病院でBC Pを整備するよう設定する。

② 「経済財政運営と改革の基本方針2017について」(平成29年6月9日閣議決定)により、政府目標として、後発医薬品の使用割合を、2020年9月までに80%にすると定められていることから、後発医薬品の使用割合を、国の医療分野における重要政策のモデル的な取組の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、同方針により、政府目標として、後発医薬品の使用割合を、2020年9月までに80%にすると定められているほか、後発医薬品使用体制加算1が85%以上に設定されていることもあり、2023年度までに数量ベースで85%とするよう設定する。

③ 地域の医療事情に応じながら在宅医療支援の充実を図るため、国立病院機構の病院が運営する訪問看護ステーションをはじめとする訪問看護の利用者数を、在宅医療支援の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前年度より増加するよう設定する。

# 【重要度:高】

南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害が予想される中、人材育成を 含め災害発生に備えた機能の充実・強化は重要であり、また、他の設置主体では 必ずしも実施されないおそれのあるセーフティネット分野の医療についても、引き 続き中心的な役割を果たしていく必要があるため重要度が高い。

## 第三期中期目標

# 【難易度:高】

<u>必要な医療を確実に提供しながら、災害発生時など国の危機管理に際して求められる医療についても迅速かつ確実に提供できるよう、災害対応体制を整備し、</u>維持することは難易度が高い。

また、後発医薬品の使用割合に係る目標達成には、医療提供側と患者側の双 方の理解を一層深め、後発医薬品の使用促進対策を継続的に実施していく必要 があるが、国立病院機構では既に高い水準にある中、さらにこれを上回る目標を 達成することは難易度が高い。

#### 2 臨床研究事業

国立病院機構の病院ネットワークを最大限活用した迅速で質の高い治験の推進やEBM推進のための大規模臨床研究に、より一層取り組むとともに、他の設置主体も含めたこれらの分野に精通する医療従事者の育成及び認定臨床研究審査委員会の適正な運用を図ることにより、我が国の臨床研究及び治験の活性化に貢献すること。

また、電子カルテデータ等から標準化された診療データを収集・分析するデータ ベースを引き続き運用し、更なる標準化データの収集・分析や規模の拡大に取り 組み、臨床疫学研究の推進等を図ること。併せて、医療の質の向上、臨床研究の 推進、効率的な病院経営に資する利活用を推進するとともに、国の医療情報政策 に基づき、外部のデータベースとの連携や外部機関へのデータ提供についても 積極的に貢献すること。

## 2 臨床研究事業

国立病院機構の病院ネットワークを最大限有効に活用し、DPCデータ等の診療情報データベースの分析を更に充実するとともに、

電子カルテ情報の収集・分析について検討を進め臨床研究等のIT基盤の充実を図ることにより、我が国の医療政策の形成・評価に貢献すること。なお、その際、様々な設置主体から提供される電子カルテ情報を分析し、臨床研究等に活用する体制も視野に入れて取り組むこと。

また、国立病院機構の病院ネットワークを活用し、迅速で質の高い治験を推進するとともに、EBM推進のための大規模臨床研究を引き続き実施することにより、科学的根拠を確立し、医療の標準化に取り組むこと。あわせて、国際水準の臨床研究の充実・強化により、他の設置主体との連携を取りつつ、出口戦略を見据えた医薬品・医療機器の開発支援に取り組むこと。

第三期中期目標

さらに、<u>先進的医療への取組として、他の設置主体との連携により、ゲノム医療・再生医療に関する臨床研究や新規医薬品開発等の共同研究を引き続き推進</u>すること。

さらに、先端的研究機関との研究協力、先進医療技術の臨床導入、臨床研究や 治験に精通する医療従事者の育成に取り組むこと。

加えて、国の医療情報政策のモデル事業を実施するなど、医療のIT化への対応に向けて積極的に貢献すること。

# 【指標】

英語原著論文掲載数を、毎年、前年より増加させ、2023年までに平成30年の 実績に比し、5%増加させること。

# (指標の設定及び水準の考え方)

国立病院機構全体で研究により得られた成果を国内外に広く情報発信するため、英語論文の投稿や学会発表について、積極的に取り組んでいることから、英語原著論文掲載数を臨床研究事業の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年、前年より増加させ、2023年までに平成30年の 実績に比し、5%増加するよう設定する。

# 【重要度:高】

効率的な臨床研究及び治験を実施するため、ICTを活用した各種データの標準 化や、質の高い標準的な医療を広く提供するための医学的根拠を確立する研究 事業等は、国が推進する医療分野の研究開発に貢献するものであるため重要度 が高い。

# 【難易度:高】

Arte 447.		7 J	/ <del></del> -
第四期	тин	- T	- T

国立病院機構における英語論文掲載数については、集計を開始した平成19年度から平成29年度までの間で、我が国全体における臨床医学系論文数の増加割合を大幅に超える伸び率で増加させてきている中、毎年、前年より英語原著論文掲載数を増加させ、2023年までに平成30年の実績に比し、5%増加させることは、難易度が高い。

# 第三期中期目標

### 3 教育研修事業

様々な診療機能を持つ国立病院機構の病院ネットワークを活用し、<u>医療従事者を目指す学生に対する卒前教育(臨床実習)を含め、</u>質の高い医療従事者の育成を行うとともに、地域の医療従事者や地域住民に向けた研修などを実施し、我が国の医療の質の向上に貢献すること。

また、看護師等養成施設については、地域における医療人材育成やその需要 及び医療の高度化・複雑化等の環境の変化を踏まえた上で、必要に応じて見直し を行うこと。

さらに、今後の医療の高度化・複雑化を支えるために、国においても特定行為 に係る看護師の育成を進めている中で、国立病院機構においては、当該政策の 推進に貢献することに加え、チーム医療の推進及びタスク・シフティング、タスク・ シェアリングによる医師の負担軽減を図る観点からも、高度な看護実践能力を持 つ看護師の育成を引き続き推進すること。

#### 3 教育研修事業

様々な診療機能を持つ国立病院機構の病院ネットワークを活用することにより、質の高い医療従事者の育成を行うとともに、地域の医療従事者や地域住民に向けた研修などを実施することにより、我が国の医療の質の向上に貢献すること。

また、チーム医療を推進するため特定行為(注)を行う看護師など、高度な専門性の下に多職種による連携・協働ができる専門職種の育成・研修を実施すること。

(注)特定行為とは、診療の補助であって、看護師が手順書により行う場合には、 実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特 に必要とされるものとして国で定めるものをいう。

# 【指標】

- ① 実習生(職種毎)の延べ受入日数を、毎年度、前年度より増加させること。
- ② 地域の医療従事者を対象とした研修会の開催件数を、毎年度、前年度より増加させること。

- ③ 地域住民を対象とした研修会の開催件数を、毎年度、前年度より増加させること。
- ④ 特定行為研修修了者数を、毎年度、前年度より増加させること。

# (指標の設定及び水準の考え方)

① 質の高い医療従事者の育成のためには、医師、看護師、薬剤師等を目指す学生に対する卒前教育が重要であることから、実習生の延べ受入日数を教育研修事業の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前年度より増加するよう設定する。

②③ 地域医療の質の向上に貢献するためには、地域の医療従事者及び地域住民に対する教育研修を充実させることが重要であることから、地域医療従事者及び地域住民を対象とした研修会の開催件数を、教育研修事業の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前年度より増加するよう設定する。

④ 平成27年10月から開始された特定行為研修は、専門的な知識及び技能の 向上を図り、質の高い看護師を育成するものであることから、その修了者数を教 育研修事業の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前年度より増加するよう設定する。

#### 第4 業務運営の効率化に関する事項

1 効率的な業務運営体制

法人全体として経営の健全性が保たれるよう、本部機能の見直しなど理事長が より一層リーダーシップを発揮できるマネジメント体制を構築すること。

#### 第3 業務運営の効率化に関する事項

1 効率的な業務運営体制

本部による各病院に対する適切なマネジメントにより、効率的な病院支援体制を確立するため、本部組織を再編するとともに、ITに係る本部の組織体制を強化することにより、国立病院機構の診療事業・臨床研究事業等におけるITの戦略的投資、セキュリティ対策等の強化を推進すること。

第三期中期目標

また、経営環境を的確に把握し、機動的な経営戦略に基づく自律的な病院運営の実施を可能とするため、本部の経営情報分析体制の強化により、経営情報の収

第四期中期目標(案)	第三期中期目標
	集・分析を進めること。
	さらに、本部の内部監査部門を拡充する等により、内部統制の充実・強化を図る
	こと。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」
	が平成22年3月に公表した報告書(「独立行政法人における内部統制と評価につ
	いて」)、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の
	業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等
	に通知した事項を参考にすること。
	あわせて、当中期目標期間において、効率的な運営を図る観点から管理業務を
	本部等に集約化するなどし、国立病院機構全体として管理部門をスリム化するこ
	とについて検討すること。
また、法人の業績等に応じた給与制度を構築すること。 	
さらに、働き方改革を実現するため、職員全体の勤務環境の改善に取り組むこと。また、医師の勤務負担の軽減や労働時間短縮のため、特にタスク・シフティン	
である。また、医師の動物負担の軽減で労働時間短縮のため、特にダスケ・シブイン グの推進等国の方針に基づいた取組を着実に実施すること。	
<u> クの推進寺国の万頭に塞りいた状態を相关に失応すること。</u>	
2 経費の節減及び資源の有効活用	2 効率的な経営の推進と投資の促進
- 1250 V ANIMAGO SCHIIV V 13534113	地域のニーズに対応した効率的な経営を推進するとともに、各病院等において
	実施している経営改善の事例を通じて得た経験やノウハウを整理・蓄積し、他の
	設置主体の参考となるよう、情報発信を行うこと。
	国立病院機構の資金を効率的に投資に配分し、老朽化した建物の建替や医療
	機器・IT基盤の整備を計画的に行うとともに、保有資産の有効活用に取り組むこ
	ح.
医療の高度化や各種施策 <u>を踏まえながら</u> 、人件費 <u>比</u> 率と委託費 <u>比率にも留意し</u>	医療の高度化や各種施策などに留意しつつ、適正な人員の配置に努めるととも

	<del>,</del>
第四期中期目標(案)	第三期中期目標
つつ、適正な人員の配置に努めること。	に、人件費率と委託費率との合計が、業務の量と質に応じた病院運営に適正な水
	準となることを目指すこと。
調達については、国立病院機構が策定する「調達等合理化計画」に基づく取組	公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観
を着実に実施すること。	点から、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するこ
	الح الح
また、医薬品や医療機器等の共同調達については、これまでも国立高度専門	また、医薬品や医療機器等の共同入札に引き続き取り組み、調達の効率化を
   医療研究センター(高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関す	図ること。
る法律(平成20年法律第93号)における「国立高度専門医療研究センター」をい	
う。)、独立行政法人労働者健康安全機構及び独立行政法人地域医療機能推進機	
横と連携の上、実施しているところであるが、これまでの効果を検証しつつ、より	
効率的な調達に努めること。	
後発医薬品については、 <u>これまでの取組を継続し、今後も他の医療機関の模範</u>	なお、後発医薬品については、患者負担の軽減や医療費の効率化を通じて限
となるようより一層の採用促進を図ること。	   られた資源の有効活用を図り国民医療を守るという観点から、数量シェアを平成3
	│ │ 0年度までに60%以上への拡大を図ること。
	臨床研究事業や教育研修事業についても効率化に努めること。
投資については、地域の医療需要や経営状況を踏まえながら、効率的、効果的	
   保有資産の有効活用に取り組むこと。	保有資産の有効活用に取り組むこと。
(一般管理費については、検討中。)	   国立病院機構全体として経常収支率100%以上を目指し、一般管理費の効率
- 上記1及び2の取組により、中期目標期間を通じた損益計算において、国立病	化を図ること。
<u>【指標】</u>	

第四期中期目標(案)	第三期中期目標
中期目標期間を通じた損益計算において、国立病院機構全体として経常収支率	
<u>を100%以上とすること。</u>	
(指標の設定及び水準の考え方)	
中期目標期間の5年間を通して事業の継続性を図り、通期で黒字経営すること	
が重要であることから、中期目標期間を通じた損益計算において、国立病院機構	
全体として経常収支率を100%以上とするよう指標を設定する。また、業務実績	
の評価においては、目標達成に向けた経営改善に係る取組についても適切に評	
価するものとする。	
<u>【難易度∶高】</u>	
診療報酬改定等による病院経営を巡る厳しい環境の中で、結核等の不採算医	
療の提供や働き方改革に対応しながら、中期目標期間を通じた損益計算におい	
て、国立病院機構全体として経常収支率100%以上を達成することは難易度が高	
Li.	
第5 財務内容の改善に関する事項	第4 財務内容の改善に関する事項
「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた取組を着実に実施することで	1 経営の改善
財務内容の改善を図り、前中期目標期間の繰越欠損金の早期解消に努めること。	
	中期目標の期間の各年度の損益計算において、必要な投資を行った上で、国
	立病院機構全体として経常収支率を100%以上とすること。
また、長期借入金の元利償還を確実に行うこと。	長期借入金の元利償還を確実に行うこと。
なお、毎年の運営費交付金の算定については、運営費交付金債務残高の発生	なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生
状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。	状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。
第6 その他業務運営に関する重要事項	第5 その他業務運営に関する重要事項

第四期中期目標(案)	第三期中期目標
1 人事に関する計画	カーガーが口標 1 人事に関する計画
良質な医療を効率的に提供していくために、医師等の医療従事者を適切に配置す	ハずに関する可凹   良質な医療を効率的に提供していくために、医師等の医療従事者を適切に配置
及員な医療を効率が一提供していた。この一般の一般では、一層の削減を図ることが、大能職についてアウトソーシング等に努めるなど、一層の削減を図ることが、	
	9 る一方、技能順に ブル・ビア・アドノーンング 寺に劣めるなど、一層の削減を図る
ے ا	
ナナール亜ケーナの本代や外上間発生を払ってし	ナナー以西かしけの女代仏外も開発に奴はファレ
また、必要な人材の育成や能力開発に努めること。	また、必要な人材の育成や能力開発に努めること。
さらに、 <u>多様で柔軟な働き方を可能とする人事制度の構築を行うこと。</u>	さらに、非公務員化することで職員の雇用形態や勤務体制がより柔軟化され、
	確実な医師等の確保や病院業務に必要な人材の確保など患者に提供する医療の
	質の向上につながるメリットが数多く期待されることを踏まえ、更に効果的・効率的
	な医療の提供に資する人材の確保に努めること。
2 内部統制の充実・強化	さらに、本部の内部監査部門を拡充する等により、内部統制の充実・強化を図る
内部統制の更なる充実・強化を図るため、内部監査のほか、各病院におけるリ	こと。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」
スク管理の取組を推進するとともに、情報セキュリティ監査体制の強化に取り組む	が平成22年3月に公表した報告書(「独立行政法人における内部統制と評価につ
<u>こと。</u>	いて」)、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の
	業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等
	に通知した事項を参考にすること。
	あわせて、当中期目標期間において、効率的な運営を図る観点から管理業務を本
	部等に集約化するなどし、国立病院機構全体として管理部門をスリム化すること
	について検討すること。
3 情報セキュリティ対策の強化	
情報セキュリティ対策の強化については、政府統一基準群に基づき定めている	
国立病院機構の情報セキュリティポリシーを引き続き遵守するとともに、職員の情	
報セキュリティ対応能力の向上に資する取組を実施するなど、我が国の医療分野	
における情報セキュリティ強化にも貢献すること。	
4 広報に関する事項	2 広報に関する事項
国立病院機構の役割、業務等について、広く国民の理解が得られるよう、積極的	国立病院機構の役割、業務等について積極的な広報に努めること。

第四期中期目標(案)	第三期中期目標
な広報に努めること。	
	3 中期計画における数値目標
	本中期目標の主要な事項について、中期計画において数値目標を設定すること。
	4 決算検査報告指摘事項
	「平成24年度決算検査報告」(平成25年11月7日会計検査院)の指摘について
	は既に対応しているところであるが、引き続き留意すること。
5 その他	5 その他
既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施す	既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施す
ること。	ること。